



大津市公報

令和 8 年 4 月 1 日
号 外 （第 28 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次	
○ 規 則	
30 大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則	1
31 大津市行政組織規則の一部を改正する規則	1
32 大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則	5
33 大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則	5
34 大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	5
35 大津市公印規則の一部を改正する規則	6
36 大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	6
37 大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	7
38 大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
39 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	8
40 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
41 大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
42 大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	10
43 大津市財務規則の一部を改正する規則	13
44 大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	13
○ 訓 令	
1 大津市事務決裁規程の一部改正	14
2 大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正	15
○ 教 育 委 員 会 規 則	
5 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	15
6 大津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	15
7 大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	15
○ 教 育 委 員 会 訓 令	
1 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正	15

規 則

大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第30号

大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則（平成23年規則第21号）の一部を次のように改正する。
第4条中「市民部自治協働課」を「市民部自治協働課市民活動推進室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第31号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「情報政策課 管理係 システム運用係 情報基盤係」を「情報政策課」に、

「 大会総務課
大会競技課
総務部

(所在地：大津市石場10番53号) 総務係 広報係

(所在地：大津市石場10番53号) を「総務部」に、「危機管理計画係」を「危機管理計画係」

「管財課 管理係 財産係」に、「生活安全係 市民協働係」に、「管財課 管理係 財産係 庁舎整備課」に、「生活安全係 市民協働係」

を「生活安全係」に、「年金係 高齢者医療係」を「高齢者医療・年金係」に、「農政・水産係 農業振興係 林業係」を「農業係 林業・水産係」に、「維持第3係 街路樹係」を「街路樹係」に、「建築課 建築第1係

建築第2係 土地造成係」を「建築課 建築第1係 建築第2係 土地造成係」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 こども未来部こどもの育ち支援課、こども・子育て安心課及び母子保健課を統括する組織として、同部にこども総合支援局を置く。

「くらし応援給付金室

第2条第4項中 総務部 を「くらし応援給付金室」に、「危機・防災対策課 行政管理室 個別避難計画作成推進室」 定額減税調整給付金室」

「総務課 事務サポートセンター」を「総務課 事務サポートセンター」に、「市民相談室」を「行政管理室」に、管財課 庁舎整備室」

「認知症施策推進室」に、「認知症施策推進室」を生活福祉課 に、「建築課 設備室」を「建築課」に改め、同条第8項中 福祉政策課所属 を「市民体育館」に、「総合保健センター」を市民活動推進室 市民活動センター

「市民体育館」に、「総合保健センター」を市民活動推進室 市民活動センター

所属に改める。

ター」

第2条の2第1項中「市政情報課」を「企画調整課、市政情報課、情報政策課」に改め、「財政課」を削り、「収納課」の次に「文化振興課、文化財保護課」を加え、同条第2項中「カード交付推進室、設備室」を「市民活動推進室、カード交付推進室」に改め、同条第3項中「及び子育てひろばゆめっこ」を「子育てひろばゆめっこ及びこども発達相談センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前条第7項に規定する公設地方卸売市場管理課の長は、次条第6項に規定する当該課の事務を分掌させるため、当該課にグループを置くものとする。

第3条第1項政策調整部の表情報政策課の項を次のように改める。

情報政策課

- (1) 情報システムの利用に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 情報システムの運営及び管理に関すること。
- (3) OA機器の管理及び導入に関すること。
- (4) 情報セキュリティに関すること。
- (5) 自治体情報システム標準化に関すること。
- (6) 基幹系システムの運営及び管理に関すること。
- (7) 情報通信基盤の運営及び管理に関すること。
- (8) 地域情報化に関すること。
- (9) 課の一般庶務に関すること。

第3条第1項政策調整部の表大会総務課の項及び大会競技課の項を削り、同条第1項総務部の表総務課総務係の項第16号中「課」の次に「及び行政管理室」を加え、同部の表危機・防災対策課危機管理計画係の項第7号を削り、同係の項の次に次のように加える。

避難計画係

- (1) 個別避難計画の作成の統括に関すること。
- (2) 個別避難計画情報の提供に関すること。
- (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に関すること。
- (4) 課の一般庶務に関すること。

第3条第1項総務部の表管財課管理系の項第12号中「及び庁舎整備室」を削り、同課の項の次に次のように加える。

庁舎整備課	(1) 庁舎整備に関すること。 (2) 課の一般庶務に関すること。
-------	--------------------------------------

第3条第1項総務部の表収納課の項第23号中「市立保育所」を「保育所」に改め、同条第1項市民部の表自治協働課自治振興系の項第7号中「及び市民相談室」を削り、同号を同系の項第9号とし、同系の項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 地域要望に関すること。
- (7) 市役所の総合受付案内業務に関すること。

第3条第1項市民部の表自治協働課施設管理系の項第3号中「除く」の次に「。第6号において同じ」を加え、第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (6) 公民館の運営委託に関すること。

第3条第1項市民部の表自治協働課市民協働系の項を削り、同部の表文化振興課の項第2号中「芸術文化」を「文化芸術」に改め、同条第1項健康福祉部の表福祉政策課福祉政策系の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削り、同系の項第12号中「、重層的支援推進室及びふれあいセンター」を「及び重層的支援推進室」に改め、同号を同系の項第10号とし、同課地域福祉系の項第6号中「ふれあいセンターとの連絡調整」を「無料低額宿泊所及び無料低額診療事業」に改め、同部の表生活福祉課庶務系の項第13号中「課」の次に「及び生活保護裁判対応室」を加え、同部の表保険年金課年金系の項を削り、同課高齢者医療系の項中「高齢者医療係」を「高齢者医療・年金係」に改め、同系の項に次の7号を加える。

- (11) 国民年金被保険者の資格管理に関すること。
- (12) 国民年金諸届の受理及び報告に関すること。
- (13) 国民年金の給付に係る事務に関すること。
- (14) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例に関すること。
- (15) 国民年金の趣旨の普及に関すること。
- (16) その他国民年金に関すること。
- (17) 在日外国人老齢福祉金及び在日外国人障害福祉金の給付に関すること。

第3条第1項子ども未来部の表保育入所課入所系の項第2号中「及び子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改め、同課給付系の項第1号中「及び子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改め、同系の項第5号中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加え、同系の項第7号中「特定地域型保育事業者」の次に「、特定乳児等通園支援事業者」を加え、同条第1項産業観光部の表農林水産課農政・水産系の項中「農政・水産係」を「農業係」に改め、同系の項第8号中「漁業の振興」を「農産振興」に改め、同系の項第9号中「漁業災害」を「農業振興地域の整備」に改め、同系の項第10号中「漁港等の管理運営」を「園芸振興」に改め、同系の項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 農業経営基盤の強化に関すること。
- (12) 農林漁業融資資金に関すること。

第3条第1項産業観光部の表農林水産課農業振興系の項を削り、同課林業系の項中「林業係」を「林業・水産係」に改め、同系の項に次の3号を加える。

- (11) 漁業の振興に関すること。
- (12) 漁業災害に関すること。
- (13) 漁港等の管理運営に関すること。

第3条第1項環境部の表廃棄物減量推進課指導系の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 一般廃棄物排出事業者の指導に関すること。

第3条第1項都市計画部の表都市計画課都市景観系の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同部の表建築指導課審査系の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同課建築安全推進系の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第15条の規定による指導、助言及び指示並びに同法第17条の規定による計画の認定に係る審査及び同意に関すること。
- (6) 既存建築物の耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業に関すること。

第3条第1項都市計画部の表建築指導課設備審査系の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号

を第3号とし、同係の項第1号中「建築物の」の次に「防火設備及び」を加え、同号を同係の項第2号とし、同係の項に第1号として次の1号を加える。

(1) 特定建築物等に係る定期報告、指導等に関する事。

第3条第1項建設部の表道路・河川管理課維持第1係の項中「下阪本学区」を「逢坂学区」に改め、同課維持第2係の項中「唐崎学区以南から晴嵐学区以北まで」を「中央学区以南」に改め、同課維持第3係の項を削り、同部の表建築課土地造成係の項第2号中「、設備室」を削り、同課の項の次に次のように加える。

建築設備課	機械・空調設備係	(1) 市有建物の建設工事及び営繕工事に係る機械・空調設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関する事。 (2) 課の一般庶務に関する事。
	電気設備係	(1) 市有建物の建設工事及び営繕工事に係る電気設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関する事。

第3条第2項の表健康推進課管理係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第3項の表行政管理室の項及び定額減税調整給付金室の項を削り、同条第3項の表個別避難計画作成推進室の項を次のように改める。

行政管理室	(1) 職員の公正な職務の執行の確保に関する事。 (2) 適正な事務処理の推進に関する事。 (3) 行政事務調査に関する事。 (4) 不当要求行為等対策に関する事。 (5) 公益通報者保護制度に関する事。 (6) 行政運営上の事務改善のための調査、研究及び指導に関する事。 (7) 職員提案制度に関する事。 (8) 監査の結果に係る措置の総括に関する事。 (9) 行政手続法（平成5年法律第88号）及び大津市行政手続条例（平成8年条例第30号）の施行に係る総括に関する事。 (10) 市長に対する行政不服審査法に基づく不服申立て（大津市情報公開条例に基づく公文書の公開の請求に対する決定及び個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に係るものを除く。）の総括に関する事。 (11) 包括外部監査に関する事。
-------	--

第3条第3項の表庁舎整備室の項を削り、同表市民相談室の項を次のように改める。

市民活動推進室	(1) 協働のまちづくりの推進に関する事。 (2) 大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成23年条例第1号）に関する事。 (3) まちづくり協議会の設立及び運営の支援に関する事。 (4) 市民公益活動の促進に関する事。 (5) 市民相談に関する事。 (6) 広聴活動に関する事。 (7) バブリックコメントに関する事。 (8) コールセンターの運営に関する事。 (9) 行政相談委員の推薦に関する事。 (10) 市民活動センターとの連絡調整に関する事。 (11) 室の一般庶務に関する事。
---------	---

第3条第3項の表認知症施策推進室の項の次に次のように加える。

生活保護裁判対応室	(1) 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決（令和7年6月27日）を踏まえた保護費の追加給付等に関する事。
-----------	---

第3条第3項の表設備室の項を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

（大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則及び道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「自治協働課市民相談室」を「自治協働課市民活動推進室」に改める。

- (1) 大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則（平成10年規則第18号）第10条第2項第2号
- (2) 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則（平成10年規則第20号）第9条第2項第2号

（大津市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正）

第3条 大津市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成21年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「大津市役所総務部行政管理室」を「大津市役所総務部総務課行政管理室」に改める。

（大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第14条の4及び第19条中「総務部行政管理室」を「総務部総務課行政管理室」に改める。

（大津市行政不服審査会規則の一部改正）

第5条 大津市行政不服審査会規則（平成28年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部行政管理室長」を「総務部総務課行政管理室長」に改める。

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第32号

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市職員協働推進本部設置規則（平成23年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民部自治協働課」を「市民部自治協働課市民活動推進室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第33号

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市環境施策推進本部設置規則（平成9年規則第81号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総務部の項中

管財課長

を

管財課長
庁舎整備課長

に改め、同表建設部の項中

建

「

管財課長

を

建築課長
建築設備課長

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第34号

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則（平成10年規則第24号）の一部を次のように改正する。
本則中第11号を削り、第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 大津市市民活動センター条例（平成17年条例第91号）第4条第1項に規定する会議室等の使用の許可、同条例第6条に規定する使用料の減免の決定及び同条例第7条ただし書に規定する使用料の還付の決定に関する事務 市民活動センター所長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第35号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表大津市小野コミュニティセンター分館所長之印の項の次に次のように加える。

大津市市民活動センター所長之印	22の22	34の22	てん書	方21	1	市民活動センターの使用許可書 その他の市民活動センター所長 名をもって発する文書用	市民活動センター所長
-----------------	-------	-------	-----	-----	---	---	------------

別表第1職印の表大津市膳所ふれあいセンター所長之印の項を次のように改める。

削除	26	削除	削除	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----	----

別表第2職印の項第22号の21の次に次の1号を加える。

(22の22)

大 津 市
市 民 活 動
セ ン タ ー
所 長 之 印

別表第2職印の項第26号を次のように改める。

(26)

削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第36号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表局長の項中「国スポ・障スポ大会局及び」を削り、同表中管理監の項を削り、教育委員会連携推進監の項の次に次のように加える。

管理監	市民部	部の事務のうち専門的な知識又は経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-----	-----	--

第2条第1項の表中

参事	必要と認める課 又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
副参事		
専門員		特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
主幹		担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
主査		

参事	必要と認める課 又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	に改め、
副参事			
主幹			
主査			

同条第3項の表所長の項中「コミュニティセンター」の次に「、市民活動センター」を加え、「、ふれあいセンター」を削り、同表副所長の項中「子育てひろばゆめっこ」を「男女共同参画センター、医療安全支援センター、子育てひろばゆめっこ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第37号

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「、第13号」を削り、「、第16号、第18号、第19号及び第22号」を「及び第16号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第38号

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上）」を加える。

第15条第2項第6号中「されていた期間」の次に「（公務傷病等による休職者（条例第22条第1項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）又は分限条例第2条第1項第3号若しくは第4号の規定による休職者であった期間を除く。）」を加え、同条第3項を削る。

第16条第1項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第2項中「前条第2項及び第3項の規定を準用する」を「前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改める。

第16条の2第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第39号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表4級の項中「小野児童館長」の次に「及び田上児童館長」を加え、別表第1第1項の表5級の項中「市民相談室長」を「カード交付推進室長」に、「所長（膳所ふれあいセンター所長に限る。）及び」を「支所長（伊香立支所長、仰木の里支所長、滋賀支所長及び南郷支所長に限る。）、館長（和邇図書館長及び膳所児童館長に限る。）、」に、「」の「」を「」及び副所長（子育てひろばゆめっこ副所長に限る。）の「」に改め、別表第1第1項の表6級の項中「室長（」の次に「多文化共生・国際室長、」を加え、「、いじめ対策推進室長」を削り、「MICE推進室長」の次に「、施設支援室長」を加え、「、専門員」を削り、「支所長（」の次に「5級及び」を、「東部こども療育センター所長」の次に「、環境美化センター所長」を加え、「和邇図書館長、」を削り、「副所長」の次に「（男女共同参画センター副所長に限る。）」を加え、別表第1第1項の表7級の項中「瀬田支所長」を「青山支所長」に、「所長（5級及び6級）」を「所長（6級及び9級）」に改め、別表第1第1項の表8級の項中「（こども総合支援局長に限る。）」を削り、「、6級及び7級」を「から7級まで」に改め、別表第1第1項の表9級の項中「局長（国スポ・障スポ大会局長）」を「所長（生涯学習センター所長）」に改め、別表第1第2項ウの表5級の項中「所長（」の次に「堅田すこやか相談所長、」を加える。

別表第2第1項アの表中

「

短大卒		1.75	7.25
	0	1.75	9
保育士資格		1.75	7.25
	0	1.75	9

を

」

「

短大卒		1.75	7.25
	0	1.75	9

に改め、同項アの表備考

」

第1項中「イ」の次に「及びウ」を加え、別表第2第1項中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 保育教諭等級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
保育教諭	大学卒		0	7
	短大卒	0	1.75	7.25
	高校卒	0	3.75	7.25
保育士	大学卒		0	7
	短大卒	0	1.75	7.25

			3.75	7.25
	高校卒	0	3.75	11

備考

- 1この表は、行政職給料表の適用を受ける保育教諭及び保育士に適用する。
- 2この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの学歴免許等を取得した時以後のものとする。ただし、市長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第6第1項アの表中

「

	1級21号給
保育士資格	1級25号給

を

「

	1級21号給
--	--------

に改め、同項中イをウとし、アの次に

」

次のように加える。

イ 保育教諭等

職種	学歴免許等	初任給
保育教諭	大学卒	2級29号給
	短大卒	1級25号給
	高校卒	1級17号給
保育士	大学卒	2級29号給
	短大卒	1級25号給
	高校卒	1級17号給

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第40号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「の各号」を削り、同項第3号中「されていた期間」の次に「（公務傷病等による休職者（条例第19条において準用する給与条例第22条第1項の規定の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）又は分限条例第2条第1項第3号若しくは第4号の規定による休職者であった期間を除く。）」を加え、同条第3項を削る。

第12条第1項中「の各号」を削り、「在職した」を「在職又は勤務した」に改め、同条第2項中「前条第2項及び第3項の規定を準用する」を「前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改める。

第12条の6第2項第3号中「第11条第3項に規定する」を「公務傷病等による休職者又は分限条例第2条第1項第3号若しくは第4号の規定による」に改める。

第20条中「前条第2項及び第3項」を「前条第2項各号」に、「第11条第2項及び第3項」を「第11条第2項各号」に改める。

第20条の2中「、同項第3号中「第11条第3項」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第11条第3項」と」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第41号

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和33年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第2条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第19条、第20条の2及び第22条の2の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 2 条例第3条第5項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。
 - (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。以下この号において同じ。）として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻しの手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しの手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
 - (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、所要の払戻しの手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しの手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた転居費の額の3分の1に相当する額及び家族移転費（宿泊手当及び着後手当に相当する部分を除く。）の額（外国旅行にあつては、国家公務員に支給される旅費に準じて市長がその都度定める額）を超えることができない。
 - (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして任命権者が認めた額

第3条中「様式第1号）」の次に「（当該旅行命令書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を、「書面」の次に「（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

第6条中「添付書類」を「資料」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表中「添付書類」を「資料」に、「足る書類」を「足る資料」に、「第15条」を「第15条第2項」に、「証明する書類」を「証明する資料」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第42号

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則（昭和59年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは同条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第4条中「提示」の次に「又は第11条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第8条第1項中「（第3項）の次に「及び第10条第2号」を加え、同項第1号ア中「第10条第5項」を「第10条第7項」に改める。

第9条中「第10条第2項第2号ア(ア)及びイ(ア)」を「第10条第2項第2号」に、「同号ア(ア)及びイ(ア)」を「同号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自動車及び自転車等の使用者の支給額）

第9条の2 条例第10条第2項第2号アの規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる自動車の片道の使用距離の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

自動車の片道の使用距離	額
5キロメートル未満	3,900円
5キロメートル以上10キロメートル未満	5,700円
10キロメートル以上14キロメートル未満	8,100円
14キロメートル以上18キロメートル未満	10,600円
18キロメートル以上22キロメートル未満	13,100円
22キロメートル以上26キロメートル未満	15,600円
26キロメートル以上30キロメートル未満	18,100円
30キロメートル以上34キロメートル未満	20,600円
34キロメートル以上38キロメートル未満	23,100円
38キロメートル以上42キロメートル未満	25,700円
42キロメートル以上46キロメートル未満	28,300円
46キロメートル以上50キロメートル未満	30,900円
50キロメートル以上54キロメートル未満	33,500円
54キロメートル以上58キロメートル未満	36,100円
58キロメートル以上62キロメートル未満	38,700円
62キロメートル以上66キロメートル未満	41,300円
66キロメートル以上70キロメートル未満	44,100円
70キロメートル以上74キロメートル未満	46,900円
74キロメートル以上78キロメートル未満	49,700円
78キロメートル以上82キロメートル未満	52,500円
82キロメートル以上86キロメートル未満	55,300円
86キロメートル以上90キロメートル未満	58,100円
90キロメートル以上94キロメートル未満	60,900円
94キロメートル以上98キロメートル未満	63,700円
98キロメートル以上102キロメートル未満	66,400円
102キロメートル以上	69,100円

- 2 条例第10条第2項第2号イの規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

自転車等の片道の使用距離	額
5キロメートル未満	2,500円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,600円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,000円
15キロメートル以上20キロメートル未満	9,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	11,800円
25キロメートル以上30キロメートル未満	14,200円
30キロメートル以上	16,600円

第10条第1号中「（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「、1箇月当たりの運賃等相当額」の次に「（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）」を加え、「条例第10条第2項第2号」を「同条第2項第2号」に、「額以上」を「額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（以下「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）以上」に、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「額未満」を「額（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）未満」に、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第11条の2第1項中「この条」の次に「、第12条の2第2項第2号」を加え、同条第2項中「支給単位期間」を「支給単位期間等」に改め、同条第3項中「第10条第3項」を「第10条第5項」に改め、同項第1号中「55,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「第2号」の次に「（駐車場等利用職員にあっては、同項第1号及び第2号並びに同条第3項第1号）」を加え、「同号」を「同条第2項第2号」に改め、「合計額」の次に「（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「55,000円」を「75,000円」に改め、同条を第11条の5とし、第11条の次に次の3条を加える。

（駐車場等の要件）

第11条の2 条例第10条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
 - (2) 自動車の駐車のための施設にあっては、職員が自転車等を駐車するために使用する施設（自転車等以外の自動車の駐車のための部分と、自転車等の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車等の駐車のための部分に限る。）でないこと。
 - (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第9条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。
- 2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車又は自転車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第11条の3 条例第10条第3項の規則で定める職員は、第10条第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第11条の4 条例第10条第3項第1号アの規則で定める額は、自動車駐車料金（自動車の駐車のための施設の1箇月当たりの利用に要する料金をいう。）の額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円）とする。

- 2 条例第10条第3項第1号イの規則で定める額は、自転車等駐車料金（自転車等の駐車のための施設の1箇月当たりの利用に要する料金をいう。）の額（その額が1,500円を超えるときは、1,500円）とする。

第12条の2第1項中「第10条第4項」を「第10条第6項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額に」を「額若しくは駐車場等の料金に」に改め、同条第2項中「第10条第4項」を「第10条第6項」に改め、同項第1号中「合

計額」の次に「（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「55,000円以下」を「75,000円以下」に改め、同号ア中「55,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「55,000円を」を「75,000円を」に改め、同号ア中「55,000円」を「75,000円」に、「支給単位期間」を「支給単位期間等」に改め、同号イ中「第11条の2第3項第1号」を「第11条の5第3項第1号」に、「55,000円」を「75,000円」に改め、同条第3項中「第10条第4項」を「第10条第6項」に改める。

第12条の3第1項中「第10条第5項」を「第10条第7項」に改める。

第13条中「支給単位期間」を「支給単位期間等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）

2 この規則の施行の日前から駐車場等（大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第10号）第1条による改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）第10条第3項に規定する駐車場等をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより同日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第43号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則（平成9年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の6」を「第173条の7」に改める。

第57条中「西日本電信電話株式会社」を「NTT西日本株式会社」に、「NTTコミュニケーションズ株式会社」を「NTTドコモビジネス株式会社」に改める。

別表中「及び施設等利用費」を「、施設等利用費、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第44号

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則（平成17年規則第125号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第8条」に改める。

第2条中「市長及び条例第8条の規定に基づきセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、」を「市長が」に改め、「、その協議により」を削る。

第3条中「市長及び指定管理者は、」を「市長が」に改め、「、その協議により」を削る。

第4条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第5条第2項中「第5条第2項」を「第5条」に、「附属設備の利用料金の上限額」を「額」に改める。

第6条第1項中「期間内に」の次に「、所定の使用許可申請書をセンターの所長（以下「所長」という。）に提出して」を加え、「、指定管理者」を「、所長」に改め、同項第2号中「指定管理者」を「所長」に改め、同条第2項中「指定管理者は、条例第4条第1項」を「前項」に、「許可を」を「許可（スモールオフィスに係るものを除く。）は、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所長は、前項の使用許可申請書の提出があったときは、これを審査の上その可否を決定し、使用を許可するときは、所定の使用許可書を当該申請をした者に交付するものとする。

第6条に次の1項を加える。

4 第1項第2号に定める期間においてスモールオフィスの使用の許可の申請をした者の数が、使用させることができるスモールオフィスの区画の数を超える場合には、市長は、当該使用をさせる者を選考により決定する

別表中「利用料金の上限額」を「使用料」に改め、同表備考中「利用料金」を「使用料」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

令

令和8年4月1日

第6条の2第1項及び第2項を次のように改める。

2 管理監は、市民部長の命を受け、市民部長が定めた専門的な知識又は経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、管理監は、市民部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第16条第4項中「健康保険部長」を「健康福祉部長」に改め、同条第7項第5号を次のように改める。

第16条第7項中第8号を削り、同項第9号中「市民相談室」を「市民活動推進室」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、第19号を削り、第20号を第18号とし、第21号を第19号とし、第22号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

第16条第7項中第23号を第22号とし、第24号から第41号までを1号ずつ繰り上げ、第42号を削り、第43号を第41号とする。

別表第1号の表2の部2の項第15号中「人事課長」を削り、別表第1号の表5の部9の項中「所属換」を「所属替」に改め、別表第2号市民部の表市民相談室の部中「市民相談室」を「市民活動推進室」に改め、同室の部

別表第2号こども未来部（こども総合支援局に属する課を除く。）の表保育入所課の部2の款中「及び子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付（以下この表において「子どものための教育・保育給付等」という。）」に改め、同課の部3の款中「子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給並びに」を「子どものための教育・保育給付等の支給及び」に改め、同款1の項中「子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付」を「子どものための教育・保育給付等」に改め、同課の部5の款中「特定地域型保育事業者」の次に「、特定乳児等通園支援事業者」を加え、同課の部6の款中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に、「特定教育・保育施設に」を「特定教育・保育施設及び教育・保育施設において行われる特定乳児等通

園支援事業に」に、「特定地域型保育事業者に」を「特定地域型保育事業者及び教育・保育施設以外の施設において行われる特定乳児等通園支援事業に」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大津市訓令第2号

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第4条第2項第8号中「建築課長」の次に「、建築設備課長」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第5号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項の表視聴覚ライブラリー副参事の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第6号

大津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の2第2項中「第19項」を「第20項第1号」に改め、同条第3項中「第37条第13項」を「第37条第14項」に改め、同条第4項中「第37条第16項」を「第37条第17項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第7号

大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立図書館の管理運営に関する規則（昭和56年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「。ただし、その日が」を「（日曜日及び」に、「当たるときを除く。（」を「該当する日を除く。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第1号

大津市教育委員会事務決裁規程（平成6年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

第2条第9号中「教育部長」の次に「、生涯学習センター所長及び科学館長」を加え、同条第11号中「前号及び次号に規定する館長を除く」を「青山公民館長及び北図書館長に限る」に改め、「所長」の次に「（第9号に規定する所長を除く。）」を加え、同条第12号中「及び和邇図書館長」及び「、分館長」を削る。

第10条第1項中「同号」を「同条第9号から第11号まで」に、「に限る」を「を除く」に改める。

第14条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 生涯学習センター及び科学館にあっては、別表に掲げる決裁事項のうち教育長の決裁を要する事項又は重要な事項については、教育部長の合議を受けなければならない。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。